

残灰運搬業務委託仕様書

（目的）

第1条 この仕様書は、新発田地域広域事務組合（以下「発注者」という。）が発注する焼却残渣の運搬業務委託について必要な事項を定めるものである。

（委託の期間）

第2条 令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

（業務の履行）

第3条 受注者は、業務の重要性を十分認識して運搬業務を円滑に行うとともに、本仕様書、契約書及びその他関係法令を遵守し、効率的、経済的、かつ安全に業務を履行すること。

（業務の範囲）

第4条 委託業務の範囲は、新発田広域クリーンセンター及び中条地区塵芥焼却場から搬出される焼却残渣の新発田広域エコパークへの運搬業務及び発注者が別に定める指定の場所への荷卸し業務とする。

（業務の内容）

第5条 委託業務実施上、適正な管理を行うものとする。

（1）委託業務内容は次のとおりとする。

- ア 焼却残渣運搬計画に沿った運搬業務（別紙のとおり）
- イ 搬入、搬出量の計量、記録
- ウ 運転日報の作成・提出
- エ 残灰車の荷台、足回り等の洗浄
- オ 残灰車の盗難防止、その他事故防止

（2）発注者が監督官庁その他関係法令に基づき提出する各種書類の作成に協力すること。

（有資格者基準）

第6条 本業務の受注者は、運搬区域内の市町村長から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であること。

2 受注者は、業務遂行にあたり、大型車運転免許取得者を配置することとし、受注者は、配置する職員の運転免許証の写しを新発田広域クリーンセンターに提出すること。なお、契約期間内に変更がある場合には、その写しを提出すること。

（業務の維持）

第7条 受注者は、不測の事態においても、業務に支障が生じないよう、体制の構築に努めること。

(業務責任者等の選任)

第8条 受注者は、従事者の中から業務の責任者を選任し、発注者に届け出ること。

(事故等の防止)

第9条 受注者は、本業務の実施にあたり、残灰車の安全運転に努め事故防止に万全を期すこと。

(事故等の措置)

第10条 管理上の人身事故、施設や残灰車の物損事故や故障等が発生した場合は、受注者は直ちに発注者に連絡するとともに適切な措置を講じ、発注者にその顛末を報告すること。

(経費の負担)

第11条 発注者は、残灰車を受注者に貸付けるものとするが、故障、修理、点検等により、貸付けが出来ない場合は、受注者が自ら残灰車を調達するものとする。なお、残灰車の使用については、別途締結する残灰車の使用に関する契約に定めるものとする。

2 前項のほか、燃料及び受託業務遂行上必要な物品等については、受注者が自ら調達し、負担するものとするが、残灰車の法定点検費用及び修理費用については、発注者が負担するものとする。

(使用料の請求及び支払)

第12条 発注者は、受注者に貸付ける残灰車の使用料について、当月分を翌月5日までに受注者に請求するものとする。

2 受注者は、前項の定めにより発注者の提出した適正な支払請求書を受理した時には、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、契約期間中に税率等が変更となったときは、その変更税率等によるものとする。

(残灰車の使用及び管理)

第13条 受注者は、残灰車を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。なお、保管場所は当組合廃棄物処理施設内とする。

(損害賠償等)

第14条 受注者は、業務において自己の故意又は重大な過失により発生した事故、盗難、破損等により、発注者に損害を及ぼしたときは、その一切の費用は受注者が負担するものとし、業務上の従事者の事故については、その一切を受注者の責任と負担において解決すること。なお、自動車保険等に参加した場合は、その写しを新発田広域クリーンセンターに提出すること。

(その他)

第15条 発注者は、必要に応じて契約期間終了後に引き続き本契約を基にした条件で2か月程度の短期間の契約を申し入れできるものとする。

(疑義等の決定)

第16条 この仕様書の条項に定めのない事項又は仕様書の解釈に疑義が生じたときは、協議のうえ決定する。

(第5条関係)

焼却残渣運搬計画

- ・新発田（新発田広域クリーンセンター）
- ・中条（中条地区塵芥焼却場）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前1回目	新発田	新発田	新発田	新発田	新発田
午前2回目	中条		中条		中条
午後1回目	新発田	新発田	新発田	新発田	新発田
午後2回目	中条	中条	中条	中条	中条

※その他 新発田広域エコパーク内での脱水汚泥運搬も含むものとする。(週に1回)
休業日は、次の各号に定める日とする。なお、発注者の求めに応じて休業日に業務を行う場合の単価等については、別途協議する。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月31日

※参考 令和5年度 走行距離 22,410km 令和6年度 走行距離 22,653km